

令和 8 年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究 審査要項

I 本事業の趣旨

テーマ A：医学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けた調査・研究

テーマ B：歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けた調査・研究

テーマ C：薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けた調査・研究

近年、人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、新興・再興感染症や災害リスクなど様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。地域医療構想及び医療計画等に関する検討会（厚生労働省）においては、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者の増加と、同時に、生産年齢人口の減少が一層見込まれる 2040 年、また、さらにその先を見据えて、全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院して、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築していく必要に鑑み、「新たな地域医療構想とりまとめ」がとりまとめられたところである。このような状況を踏まえ、社会に多大な影響を与える出来事を的確に見据え、多様な時代の変化や予測困難な出来事に柔軟に対応し、生涯にわたって活躍し、社会のニーズに応える医療人の養成が必須である。

大学における医療人の養成においては、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めたモデル・コア・カリキュラム（医学、歯学、薬学：令和 4 年度改訂）を踏まえた教育が実施されているところである。モデル・コア・カリキュラムは 6 年周期で改訂を行っていることを踏まえ、令和 10 年度の改訂に向けて、現行のモデル・コア・カリキュラムにおける効果・課題の検証、学修目標等の改善・見直しや、卒前・卒後のシームレスな医療人養成を行うための参加型実習のより一層の充実に向けた検討を行う必要がある。

本事業の事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第 1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第 2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省高等教育局医学教育課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行いかつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引がありかつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場

合。

- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省医学教育課に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

II 本事業の審査

審査の客観性、公平性及び透明性を担保するため、外部有識者による「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査により当該調査研究等の企画提案を選定する。

III 審査方針

事業の選定に当たっては、各調査研究等テーマの趣旨・目的に照らし、

- ①実施方法（アプローチ方法）及び分析手法
- ②事業計画
- ③実施体制・事業実績
- ④ワーク・ライフ・バランス等の推進

について、提案のあった実施計画が適切であることを審査する。

IV 開示・非開示

- （1）選定委員会の審議内容の取扱い

選定委員会の審査に係る資料は、原則、非公開とする。

- （2）提案大学等の名称等

①調査研究等テーマ名、②提案大学等名、③選定大学等名は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

- （3）委員等氏名

選定委員会の氏名は、審査終了後に公表することとする。

令和8年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究 審査基準

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究の審査は、この審査基準に従い、行うものとする。

I 選定方法

提出された企画提案書について審査を行い、本事業の予算の範囲内において、Ⅲで示す評価方法で評価した当該提案者の得点をもって、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。

II 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会において書類審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

III 評価方法

評価は、「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究審査要項」中、「Ⅲ 審査方針」の各項目について、Ⅴに示す評価基準による5段階評価とし、5名の選定委員会各委員が評価した結果の合計を平均した得点を当該提案者の得点とする。

IV 評価項目

1) 実施内容及び方法（アプローチ方法）に関する評価（審査観点）

→公募要領「2. 事業の趣旨」「3. 事業の内容・実施体制（1）調査研究の内容」

→企画提案書「Ⅱ 事業内容 1. 業務の目的、3. 事業の具体的内容・方法等（1）実施内容及び方法（アプローチ方法）」

① 提案内容が、公募要領に記載されている本調査研究等テーマの趣旨・目的と合致しているか。（整合性がとれているか。）

② 公募要領に記載されている目的を達成するための具体的な実施方法（アプローチ方法）、分析・評価等の手法や内容が明確に示されており、それらが妥当かつ効果的なものであるか。

③ 事業の内容に創意工夫が見られるか。

2) 事業計画に関する評価（審査観点）

→公募要領「3. 事業の内容・実施体制（3）調査研究のスケジュール例」

→企画提案書「Ⅱ 事業内容 3. 事業の具体的内容・方法等（2）事業計画」

④ スケジュールが明確で、日程、人員、作業手順等、効率的に事業を遂行できるものとなっているか。

⑤ 事業の実施期間（令和8～10年度）における長期ビジョン、計画及び目標設定が具体的かつ妥当なものであるか。

⑥ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また、妥当な経費が示されているか。

3) 実施体制・事業実績に関する評価（審査観点）

→公募要領「3. 事業の内容・実施体制（2）実施体制」

→企画提案書「Ⅱ 事業内容 4. 実施体制、5. 事業実績」

- ⑦ 公募要領に記載されている事業を実施するために必要と考えられる、専門的知見、スキル及びノウハウ等を有した体制となっているか。
- ⑧ データ収集・分析業務など、事業を円滑に実施・達成するための体制（関連機関との協力体制構築のためのネットワーク等）が整っており、かつ、中長期的な方向性の整理等を行う体制に具体性及び妥当性が認められるか。
- ⑨ 事業の成果が、今後、本事業の目的の達成のために、活用されることが期待できる内容であるか。

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

→企画提案書「Ⅱ 事業内容 6. ワーク・ライフ・バランス等の推進状況」

- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

- (1) 評価項目の「1) 実施内容及び方法（アプローチ方法）に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝10点 優れている＝8点 普通＝6点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

- (2) 評価項目の「2) 事業計画に関する評価」及び「3) 実施体制・事業実績に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

- (3) 評価項目の「4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし＝5点
- ・認定段階3段階目＝4点
- ・認定段階2段階目＝3点
- ・認定段階1段階目＝2点
- ・行動計画＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

- ・プラチナくるみん＝5点
- ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準）＝4点
- ・くるみん②③（平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準）＝3点
- ・トライくるみん＝3点
- ・くるみん①（平成29年3月31日までの基準）＝2点
- ・行動計画＝1点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）＝４点○上記に該当する認定等を有しない＝０点 |
|---|

- （３） 36 点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。